

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成22年11月11日(2010.11.11)

【公表番号】特表2010-508066(P2010-508066A)

【公表日】平成22年3月18日(2010.3.18)

【年通号数】公開・登録公報2010-011

【出願番号】特願2009-534579(P2009-534579)

【国際特許分類】

A 6 1 M 25/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 25/00 4 1 0 R

A 6 1 M 25/00 4 0 5

A 6 1 M 25/00 4 1 0 F

【手続補正書】

【提出日】平成22年9月27日(2010.9.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(a) 先端を有するカテーテルシャフトと、

(b) カテーテル側枝と、

(c) 前記カテーテルシャフトの先端から延びるカテーテル主枝構成と

を備えるカテーテルアセンブリであって、

前記カテーテル主枝構成が主バルーン及び枝バルーンを備え、該枝バルーンが予め形成されたカテーテル側枝受容部を備え、該枝バルーンは、膨張状態にあっては、主バルーンに対して径方向外側に延び、前記カテーテル側枝は、前記予め形成されたカテーテル側枝受容部を通って延び、カテーテル側枝と枝バルーンを整合させる、カテーテルアセンブリ。

【請求項2】

前記枝バルーンが前記主バルーン部分上に配置される、請求項1に記載のカテーテルアセンブリ。

【請求項3】

前記カテーテル主枝構成が、第1及び第2主枝部分を備え、前記第1主枝部分上には主バルーンが配置され、前記第2主枝部分上には枝バルーンが配置され、第2枝部分の基端が主バルーンの基端の基端側において第1枝部分に固定される、請求項1に記載のカテーテルアセンブリ。

【請求項4】

前記予め形成されたカテーテル側枝受容部が、前記主バルーンから径方向外側に指向する枝バルーンの表面の中央に位置する開口を画定する、請求項1に記載のカテーテルアセンブリ。

【請求項5】

前記枝バルーンが、少なくとも第1及び第2の膨脹可能な部分を備え、該少なくとも第1及び第2の膨脹可能な部分は、前記予め形成されたカテーテル側枝受容部の一部を画定する、請求項1に記載のカテーテルアセンブリ。

【請求項6】

前記第1主枝部分が、互いに同軸を有するように延びる膨張管腔及びガイドワイヤ管腔を画定する、請求項3に記載のカテーテルアセンブリ。

【請求項7】

前記第2主枝部分が、枝バルーンの部分の先端側に延びる先端部分を備えるとともに、該先端部分を通って延びる膨張管腔を画定し、該先端部分における膨張管腔の横断面の幅に対する高さの比率が1未満である、請求項3に記載のカテーテルアセンブリ。

【請求項8】

ステントの開放先端及び開放基端の間の位置に配置される側枝開口を有するステントをさらに備え、前記カテーテル側枝の先端部分が前記側枝開口を通って延び、前記拡張可能な部材及び側枝開口が径方向かつ軸方向において整合される、請求項1に記載のカテーテルアセンブリ。

【請求項9】

前記カテーテル主枝が第1及び第2主枝部分を備え、前記主バルーンが前記第1主枝部分上に配置され、前記枝バルーンが前記第2主枝部分上に配置される、請求項1に記載のカテーテルアセンブリ。

【請求項10】

前記予め形成されたカテーテル側枝受容部が、前記第2主枝部分の内部に少なくとも部分的に画定される、請求項9に記載のカテーテルアセンブリ。

【請求項11】

前記第2主枝部分が、前記枝バルーンの先端側に延びる先端部分を備え、前記第2主枝部分の先端部分がテープを有する、請求項9に記載のカテーテルアセンブリ。

【請求項12】

前記枝バルーンが、第2主枝部分に固定される別個の構成要素として構成される、請求項9に記載のカテーテルアセンブリ。

【請求項13】

前記枝バルーンが前記第2主枝部分の一部から形成される、請求項9に記載のカテーテルアセンブリ。